

国自安第155号の2
国自旅第380号の2
国自整第251号の2
令和6年3月29日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省物流・自動車局長
(公 印 省 略)

「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の
基準について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、
了知するとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。

(別添)

国自安第155号

国自旅第380号

国自整第251号

令和6年3月29日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

物流・自動車局長
(公 印 省 略)

「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」
の一部改正について

今般、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成28年11月18日付け国自安第157号、国自旅第227号、国自整第220号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、遺漏なきよう取り扱うとともに、関係事業者に対し周知されたい。

一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（新旧対照表）

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p style="text-align: right;"> 国自安第157号 国自旅第227号 国自整第220号 平成28年11月18日 一部改正 平成29年 1月13日 一部改正 平成29年 3月14日 一部改正 令和 2年11月18日 一部改正 令和 3年 5月28日 一部改正 令和 5年 9月29日 <u>一部改正 令和 6年 3月29日</u> </p> <p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車局長</p> <p>一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>(略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則 (令和6年3月29日 国自安第155号、国自旅第380号、国自整第251号)</u></p> <p><u>1. この通達は、令和6年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2. 令和6年3月31日以前の違反行為については、改正前の通達に定める規定により行政処分等を行うものとする。</u></p> | <p style="text-align: right;"> 国自安第157号 国自旅第227号 国自整第220号 平成28年11月18日 一部改正 平成29年 1月13日 一部改正 平成29年 3月14日 一部改正 令和 2年11月18日 一部改正 令和 3年 5月28日 一部改正 令和 5年 9月29日 </p> <p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車局長</p> <p>一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>(略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> |

○一般貸切旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準 新旧対照表

| 新 | | | | 旧 | | | |
|-----------------------|---|--------------------|-----------------------|-----------------------|---|--------------------|-----------------------|
| 適用条項 | 違反行為 | 基準日車等 | | 適用条項 | 違反行為 | 基準日車等 | |
| | | 初違反 | 再違反 | | | 初違反 | 再違反 |
| 運送法第9条の2第2項(第9条第7項準用) | 運賃料金の変更命令違反 | 通達本文5.(1)④イによる | | 運送法第9条の2第2項(第9条第6項準用) | 運賃料金の変更命令違反 | 通達本文5.(1)④イによる | |
| 運輸規則第24条第1項、第2項、第3項 | 点呼の実施義務違反(注1) 1 未実施(注2)(注3) 2 不適切(注4) 3 軽微な違反(「1」「2」以外の違反) | 40日車 20日車 警告 | 80日車 40日車 10日車 | 運輸規則第24条第1項、第2項、第3項 | 点呼の実施義務違反(注1) 1 未実施(注2)(注3) 2 不適切(注4) 3 軽微な違反(「1」「2」以外の違反) | 40日車 20日車 警告 | 80日車 40日車 10日車 |
| | (注1) ・未実施、不適切及び軽微な違反が混在する場合、基準日車等の大きい方により算定する。 (注2) 通達本文4.(1)②ホに該当するものを除く。 (注3) ・補助者の要件を満たしていない者が実施した点呼 ・運行管理者、補助者の自己による点呼 ・対面によらず電話その他の方法で実施(運行上やむを得ない場合を除く。)した点呼 ・ 運行の業務の開始前に点呼を行わず、業務の開始後に行った点呼 ・ 運行の業務の終了後に点呼を行わず、業務の終了前に行った点呼 (注4) ・アルコール検知器による酒気帯びの有無の確認をしていない点呼 ・ 疾病・疲労の有無について、報告及び確認をしていない点呼 | | | | (注1) ・未実施、不適切及び軽微な違反が混在する場合、基準日車等の大きい方により算定する。 (注2) 通達本文4.(1)②ホに該当するものを除く。 (注3) ・補助者の要件を満たしていない者が実施した点呼 ・運行管理者、補助者の自己による点呼 ・対面によらず電話その他の方法で実施(運行上やむを得ない場合を除く。)した点呼 ・ 乗務の開始前に点呼を行わず、乗務の開始後に行った点呼 ・ 乗務の終了後に点呼を行わず、乗務の終了前に行った点呼 (注4) ・アルコール検知器による酒気帯びの有無の確認をしていない点呼 ・ 疾病・疲労の有無について、報告及び確認をしていない点呼 | | |
| 運輸規則第24条第5項 | 点呼の記録義務違反 1 記録なし又は記録の保存なし 2 記録事項の不備 3 記録の改ざん・不実記載 | 40日車 警告 60日車 | 80日車 10日車 120日車 | 運輸規則第24条第5項 | 点呼の記録義務違反 1 記録なし又は記録の保存なし 2 記載事項の不備 3 記録の改ざん・不実記載 | 40日車 警告 60日車 | 80日車 10日車 120日車 |
| 運輸規則第24条第6項 | 点呼状況の録音及び録画記録義務違反 1 記録なし又は記録の保存なし 2 記録事項の不備 3 記録の改ざん・不実記録 | 警告 警告 60日車 | 10日車 10日車 120日車 | (新設) | | | |
| 運輸規則第24条第7項 | アルコール検査状況の写真記録義務違反 1 記録なし又は記録の保存なし 2 記録事項の不備 3 記録の改ざん・不実記録 | 警告 警告 60日車 | 10日車 10日車 120日車 | (新設) | | | |
| 運輸規則第26条第1項 | 運行記録計による記録義務違反(注) 1 記録なし又は記録の保存なし 2 記録の改ざん・不実記載 | 30日車 60日車 | 60日車 120日車 | 運輸規則第26条第1項 | 運行記録計による記録義務違反 1 記録なし又は記録の保存なし 2 記録の改ざん・不実記載 (新設) | 30日車 60日車 | 60日車 120日車 |
| | (注) 令和6年4月1日以降(令和6年3月31日以前に登録を受けた車両に関しては、令和7年4月1日以降)、運行記録計はデジタル式運行記録計に限る。ただし、自動車の構造上の理由により当該告示で定める運行記録計を備えることが困難な場合は、この限りでない。 | | | | | | |